

当会の多数の会員に対する懲戒請求についての会長談話

2018年（平成30年）6月1日

兵庫県弁護士会

会長 藤掛伸之

日本弁護士連合会及び当会が過去において行った意見表明に関連して、当会所属の多数の弁護士に対して懲戒を求める旨の書面がとりまとめられ、特定の団体を通じて当会宛に送付されてきました。

しかしながら、これらの書面は、懲戒請求という形式ではあるものの、個々の会員弁護士の非行を問題とするものではなく、当会の活動に対する反対の意見を表明し、批判するものと解されます。したがって、当会は、これらの書面については、当会の活動に対する貴重な反対意見ないし批判として受け止め、弁護士法上の懲戒請求としては受理しないこととし、また、今後同種の書面が送付されてきたときも同様の処理をすることにしました。

我々弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命としており、ときとして公権力とも対峙しなければなりません。それゆえに、弁護士会には自治が認められているところであり、弁護士懲戒制度は、弁護士に対する懲戒を公権力ではなく弁護士会自らが行うというもので、弁護士自治の根幹をなすものです。市民の方々におかれましては、このような弁護士懲戒制度の趣旨についてご理解下さいますようお願いいたします。

最後になりますが、当会は、今後も弁護士の使命を自覚し、市民の方々からの信頼をより一層高めるべく、懲戒権を適正に行使していくことを改めて申し上げます。

以上